

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 5 月 10 日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

人事委員会規則

○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年 5 月 10 日

富山県人事委員会

委員 長 中 井 敏 郎

富山県人事委員会規則第467号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「第18条の2第1項第3号及び第18条の4第2項において」を「以下」に改める。

第18条の3第2項中「事由が同号」を「事由（第1号から第4号までに掲げる事由にあつては、前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教特法第26条第1項に規定する大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。